

新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録（第7回）

日時

令和2年3月26日（木）9時30分～10時00分

場所

庁議室

協議案件

今後の新型コロナウイルス感染症対策について

出席者

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部員 総合政策部長、危機管理監、総務部長、まちづくり協働部長、
環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事、
子ども未来部長、
都市計画部長、都市計画部理事、建設部長、上下水道部長、
監査委員会事務局長、議会事務局長、教育委員会教育部長、
教育委員会教育部理事
西消防副署長、南消防署長

協議内容

【開会挨拶】

【市長】

資料の説明をします。

- 『滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部第7回本部員会議』（滋賀県）・・・（資料県1）
- 『新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県の状況について』（滋賀県HP）・・・（資料県2）
- 『県の施設状況』（滋賀県HP）・・・（資料県3）
- 『県が開催するイベント等の対応状況（3月23日更新）』（滋賀県HP）・・・（資料県4）
- 『令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について』（文部科学省）・・・（資料文科1）
- 『学校再開の指針』（文部科学省）・・・（資料文科2）
- 『臨時休校後の学校行事などの実施について』・・・（資料草津市教育委員会1）

- 『新型コロナウイルス感染症に伴う市内公共施設（一部）の休館について』（草津市HP）

【市長】

3の議事に移ります。

3 議事

【危機管理監】

【報告】

(1) 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部第7回本部員会議について

《資料 県1》に基づき報告

(2) 4月以降のイベント・行事開催の方向性について

《資料 県2》 《資料 県4》に基づき報告

(3) 公共施設（一部）の休館措置について

《資料 県3》 《資料 草津市HP》に基づき報告

(4) 学校の対応状況について

《資料 草津市教育委員会1》に基づき報告

【市長】

これまでの報告事項について意見はありますか？

【他】

なし

【市長】

前回、6回本部会議で決定したが、高齢者施設のなごみの郷、ロクハ荘は4月8日まで閉館しているが、その後どうするかは新年度に本部会議で、決定したい。

【協議】

(1) 4月以降の本市におけるイベント・行事の取り扱いについて《協議資料》

【危機管理監】

基本的には県に準じた形での要件としたい。

以下《協議資料》の説明。

【市長】

この協議事項について意見はありますか？

【環境経済部長】

イベント「等」の「等」をどう解釈したらいいか？来年度の計画策定などの審議会やイベントの区分けについては、仕事に密接に関連するものとそうでないものとどうしたらいいか？

3月の中でも、実施している会議とそうでないのがあってなぜかと言われたことがある。

不要不急の必要のないものは止めるということか、仕事でしないといけないものを行う場合、別途、基準も設けるのか？

【危機管理監】

方法を工夫するとか、会議方式を、書面でとか、ウェブ会議も検討するとか。専門家会議での3条件を踏襲するしか仕方ないのではないか。

【環境経済部長】

1mというのが困難。仕事場もそうだし。機械的に適用すると職場環境も悪化する。

【市長】

イベント「等」には、会議などの仕事ではなく「行事」という解釈でよい。それでどうか？

【他】

異議なし

【市長】

それで決定します。市の行事ではないけども、残念ながら宿場まつりが中止になりました。

【環境経済部長】

みなさんご存知の通り、宿場まつりは実行委員会の方でも苦渋の選択ですが、史上初めて中止としました。子どもの出品イベントについては、市役所で実施予定である。

GWの他のイベントについても、宿場まつりの決定にならうという動きが出ている。ウオーキングイベント、芦浦観音寺とか

(2) 経済対策について

- ・上下水道料金の猶予について

【上下水道部長】

厚生労働省・国土交通省から、公共料金の関係で、支払いが困難な方に対して柔軟な対応をするよとの通知が来ている。

本市の対応としては、HPの資料のとおり、コロナウイルス感染症に関して支払いが困難な場合、支払いの猶予や分割納付の相談を受けるという周知を行う。

他の市町村もほとんど同様の対応である。

支払いの猶予期間については、料金支払いが2カ月に一度となっているので、それに対応する形で、また分割納付の相談に乗っていきたい。

これまでの相談は1件だけであるが、国から実施状況の問い合わせもあるので、引き続き対応していきたい。

・市税の納税猶予について

【総務部長】

総務省から、税猶予制度の周知をなさいとのお知らせが出ている。

税の支払い猶予については、最大2年間の納税猶予が認められるので、その周知をするように言われている。

税については、納付の厳しい方がいたら、まずは相談に来てほしいとHPを活用して案内する予定である。

ただ、猶予をすると、将来にその方の支払いが集中することになるので、できるだけ、大きな負担にならないように分割納付の案内を勧めることにしたい。

【市長】

介護保険料はどうするか？

【健康福祉部長】

税と同様に、

後期高齢保険料は県の方の条例で6カ月以内、介護保険料は、本市の条例で1年以内の支払い猶予が認められている。

当部も、HPに介護保険課、保険年金課に相談する旨の通知をしたい。

【市長】

市税、水道料金、各種保険料の支払い猶予について、HPなどで周知をしていく。取り扱いについては、法制度の関係もあるので、それぞれの担当部署において、適宜判断をしていく。

他に意見は？

【建設部長】

市営住宅の家賃についての、国からの通知は来っていない。

【市長】

市営住宅家賃については、不確定なところがあるので、確認して理事者協議して、HPに直ちに載せず、引き続き、情報収集に努めてください。

4 その他

【総務部長】

予算については、本年度の補正予算は予定していない。既決予算での流用や予備費での対応。

新年度については、国の対応を見て、場合によっては臨時会を開いて、補正予算も必要と考える。すでに来年度対応という国補助制度が示されている部局もあるそうなので、原部で情報収集をしていただき、早い段階で、財政課に相談してほしい。

議会に説明すると、他市の施策とのバランスを勘案するという話があったので、それを含めて情報収集をお願いします。

【危機管理監】

7日までは、2つの施設については、閉館している。また情報共有したい。

マスクについては、歯科医師会から要請があり、明日、5000枚を渡す。

消毒液については、4月以降に届いたら、アナウンスする。

上海からマスク10,000枚の寄付の申し出があった。まちづくり協働部を通じて、受け入れる。

5 閉会

以上